



令和3年8月6日  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所

## 原子力事業者防災業務計画の修正について（お知らせ）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（理事長 児玉敏雄）は、原子力災害対策特別措置法に基づき、核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画について、関係自治体との協議を経た上で、本日、同計画を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その写しを関係自治体に提出しましたのでお知らせいたします。また、同法に基づき、本計画の修正の要旨を添付のとおり公表いたします。

別 紙

- ・添付資料：原子力事業者防災業務計画修正の要旨（核燃料サイクル工学研究所）

以 上

原子力事業者防災業務計画修正の要旨（核燃料サイクル工学研究所）

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、核燃料サイクル工学研究所の原子力事業者防災業務計画に検討を加え、修正することで適正化を図ります。

プルトニウム廃棄物貯蔵施設の管理区域の解除に係る修正、敷地境界にない放射線測定設備の削除、核燃料サイクル工学研究所敷地図の表記の適正化、原子力防災資機材及びその他原子力防災資機材の保管場所の変更等により、以下の修正を行いました。

2. 修正した日

令和3年8月6日

3. 協議した自治体

茨城県、東海村

4. 主な修正の内容

(1) プルトニウム廃棄物貯蔵施設の管理区域の解除に伴う修正

「別表－1 原災法対象施設」及び「別表－6 原子力防災資機材」について、プルトニウム廃棄物貯蔵施設の管理区域解除に伴う記載の見直し

(2) 敷地境界にない放射線測定設備の削除

「別図－4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」に示す原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備から、敷地境界にない放射線測定設備（P4及びST1）を削除

(3) 核燃料サイクル工学研究所敷地図の表記の適正化（図の上方を北に）

「別図－4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備」、「別図－5 サイクル研究所緊急時対策所配置図」、「別図－6 原子力防災資機材の保管場所」及び「別表－1 原災法対象施設」について、核燃料サイクル工学研究所敷地図の北側を上になるよう見直し

(4) 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材の保管場所の変更

「別図－6 原子力防災資機材の保管場所」、「別表－6 原子力防災資機材」及び「別表－7 その他の原子力防災資機材」について、保管場所変更に伴う見直し

(5) その他の修正

上記に加え、表現の見直し、記載の適正化等の所要の見直しを行った。

SE01判断の除外条件の明確化、GE01判断の除外条件の明確化、「別表－10 原子力災害対策活動で使用する資料」の見直し等

以上

## 核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画の概要

### 第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の手続き等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。

(1)、(3)、(5)

### 第2章 原子力災害予防対策の実施

核燃料サイクル工学研究所の原子力防災組織・体制の整備、原子力防災管理者等の職務、原子力防災組織の運営、緊急時対策所・原子力施設事態即応センター・原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び機能の維持、放射線測定設備・気象観測設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、原子力防災教育・訓練の実施及び原子力緊急事態支援組織を含む関係機関との連携、周辺住民に対する平常時の広報活動等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。

(2)、(3)、(4)、(5)

### 第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態等の区分（緊急時活動レベル）に応じた通報・連絡等の初動対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

「4. 主な修正内容」のうち、以下の項目に関する修正を含みます。

(1)、(5)

### 第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力緊急事態解除宣言があった時以後における復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載しています。

### 第5章 その他

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の支援・協力について記載しています。

以上